

第二十四号議案

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区  
条例第十一号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（江戸川区立公園等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準  
に関する条例の一部改正）

2 江戸川区立公園等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準  
に関する条例（平成二十四年十二月江戸川区条例第六十三号）の一部を次のよ  
うに改正する。  
第十二条を削る。

（説明）

江戸川区立児童遊園を江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例  
第十六号）により設置する都市公園として位置付けるため、江戸川区立児童遊園  
設置及び管理に関する条例を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。